

函館市観光プロモーションツール制作業務に係る公募型プロポーザル 質問に対する回答

令和5年3月1日
函館市観光部観光誘致課

No.	資料名・ページ	質問	回答
1	実施要領 2ページ	「3参加資格要件(7)函館市内に本店または支店・営業所等を置く者であること。」について、グループで応募する場合、すべての構成法人が函館市内に本店または支店・営業所を置いている必要がありますでしょうか。構成法人のうち1社でも函館市内に本店または支店・営業所を置いていない場合は、参加資格がないという理解で合っていますでしょうか。	すべての構成員が函館市内に本店または支店・営業所等を置いている必要があります。1者でも要件を満たさない場合は、本プロポーザルに参加することはできません。
2	実施要領 2ページ	「6. 企画提案書の提出(1)オ. 各プロモーションツールの効果的な活用方法等についての提案(任意)」について、規模、内容、時期などの前提条件は特になのでしょうか。	各プロモーションツールの活用方法についての前提条件は特に設けておりません。各ツールの特性を活かしたご提案をお願い致します。
3	仕様書 3ページ	「4. (5)観光PR動画の制作に関する業務 エ. 制作にあたっての留意事項(オ)「春夏秋冬各1回以上のロケーション撮影(ドローン撮影含む。)を行い、年間を通した函館の魅力が伝わる内容とすること。」について、今回のすべての制作物の納期は令和6年3月で、各ツールの使用は同年4月以降、という理解でよいでしょうか。	すべての制作物の納期は令和6年3月であり、使用開始時期は令和6年4月以降を予定しています。
4	仕様書 1, 2ページ	「(3)観光パンフレット」および「(4)観光ポスター」の納品先は複数箇所になるのでしょうか。また、納品場所は函館市内ということでしょうか。	「(3)観光パンフレット」および「(4)観光ポスター」の納品先については基本的には函館市内の1箇所を想定しています。
5	仕様書	ポスター・パンフレット・動画は多言語表記は必要あるのでしょうか。	今回の制作業務の内容には多言語表記は含まれませんが、令和6年以降に別途多言語表記で制作することも想定されます。
6	評価基準	「プロモーションの手法」について、仕様書にはプロモーションに関する記述はないですが、「ターゲット」や「対象の地域・メディア・国等」は決まっておりますでしょうか。	「函館市基本構想」および「函館市観光基本計画」、各種統計・調査等を踏まえた上で、函館市がプロモーションを行うべき「ターゲット」や「対象の地域・メディア・国等」についても併せてご提案のほど、お願い致します。
7			